

鹿沼市土採取事業規制条例	鹿沼市土採取事業規制条例施行規則
(目的) 第1条 この条例は、土採取事業に関し、市、事業者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定めることにより、土採取事業に伴う災害及び事故の発生の防止並びに生活環境の保全（以下「災害発生の防止等」という。）を図り、あわせて土採取事業の健全な発展に資することを目的とする。	(趣旨) 第1条 この規則は、鹿沼市土採取事業規制条例（平成25年鹿沼市条例第 号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 土 土石及び土石に混入し、又は付着した物をいう。 (2) 土採取事業 土を採取する事業をいう。 (3) 特定土採取事業 土採取事業であつて、次のいずれかに該当するものをいう。 ア 土採取事業を行う土地の区域（以下「土採取場」という。）の面積が 500平方メートル以上であるもの イ 土採取場に隣接する土地（以下この号において「隣接地」という。）において、当該土採取事業に着手する日の前3年以内に土採取事業が行われ、又は現に行われている場合であつて、当該土採取場に係る事業者と当該隣接地に係る事業者とが同一であるとき、又は当該土採取場の土地の所有者と当該隣接地の所有者とが同一であるときにおける当該土採取場の面積と当該隣接地における土採取場の面積とを合算した面積が500平方メートル以上であるもの (4) 特定土採取業者 特定土採取事業を行う者をいう。 (5) 特定土採取場 特定土採取事業を行う土地の区域をいう。	(用語の意義) 第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
(適用除外) 第3条 この条例は、次に掲げる土採取事業については、適用しない。 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行うもの	(条例第3条第1号の規則で定める者) 第3条 条例第3条第1号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 地方住宅供給公社、地方道路公社、日本下水道事業団、土地開発公社及び自動車安全運転センター (2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定による認可を受けた土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合 (3) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により設立された土地区画整理組合 (4) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人 (5) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

<p>(2) 他の法令又は条例の規定に係る土採取事業であって、規則で定めるもの</p>	<p>(6) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土採取事業に伴う災害発生の防止等に関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力を有する者として市長が認める者 (条例第3条第2号の規則で定めるもの) 第4条 条例第3条第2号の規則で定めるものは、次に掲げる土採取事業とする。 (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第125条第1項の許可に係る土採取事業 (2) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第63条第1項の規定による届出又は同条第2項(同法第87条において準用する場合を含む。)の認可に係る施業案に従って行う土採取事業 (3) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土採取事業 (4) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可に係る土採取事業 (5) 道路法(昭和27年法律第180号)第91条第1項の許可に係る土採取事業 (6) 土地区画整理法第76条第1項の許可を受けた土採取事業 (7) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の許可(同法第19条の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。)に係る土採取事業 (8) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可に係る宅地造成に関する工事として行う土採取事業 (9) 河川法(昭和39年法律第167号)第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の許可に係る土採取事業 (10) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土採取事業 (11) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可に係る開発行為として行う土採取事業 (12) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可又は同条第3項の規定による届出に係る土採取事業 (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う土採取事業 (14) 土壤汚染対策法(平成14年法律第5</p>
---	--

<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、土採取事業の状況を把握し、土採取事業が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土採取事業に伴う災害発生の防止等のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、暴力団員等（鹿沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は密接関係者（暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者をいう。）であることを知りながら、これらの者に土採取事業に関する業務を行わせてはならない。</p> <p>3 事業者は、土採取事業に関して暴力団員等から不当要求を受けたときは、速やかに、その旨を警察その他の関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(土地の所有者の責務)</p> <p>第6条 土採取場の土地の所有者は、事業者と共同して、土採取事業に伴う災害発生の防止等に努めなければならない。</p> <p>(特定土採取事業の許可)</p> <p>第7条 特定土採取事業を行おうとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、当該特定土採取事業に着手する日の前30日までに、当該特定土採取事業に係る特定土採取場ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>3号) 第7条第1項の規定による措置の指示による土採取事業</p> <p>(15) 自然環境の保全及び緑化に関する条例（昭和49年栃木県条例第5号）第15条第4項の許可に係る土採取事業</p> <p>(16) 栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年栃木県条例第5号）第5条第2項の許可を受けた土採取事業 (条例第3条第3号の規則で定めるもの)</p> <p>第5条 条例第3条第3号の規則で定めるものは、次に掲げる土採取事業とする。</p> <p>(1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土採取事業であって、当該区域内で採取した土を当該区域内のみで使用するもの</p> <p>(2) 災害その他非常の事態の発生により緊急に行う必要がある土採取事業</p> <p>(特定土採取事業の許可に係る手続)</p> <p>第6条 条例第7条第2項の申請書は、特定土採取事業許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）によるものとする。</p> <p>2 市長は、許可申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業許可（不許可）決定通知書（様式第2号）により当該許可申請書を提出した者に通知するものとする。</p>
--	--

<p>(2) 土の採取に関する計画</p> <p>3 前項第2号の土の採取に関する計画(以下「土採取計画」という。)には、規則で定める設計基準に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。※順番を変更しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定土採取事業の目的 (2) 特定土採取場の区域 (3) 採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間 (4) 特定土採取事業の方法及び特定土採取事業のための設備に関する事項 (5) 特定土採取事業による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項 (6) 特定土採取場の跡地の緑化計画等及び環境保全に関する事項 (7) 採取した土の搬出方法に関する事項 (8) 特定土採取事業の委託を受けた者及び現場責任者の氏名 (9) 採取した土の搬出先の状況に関する事項 <p>4 特定土採取業者は、第2項又は第11条第2項の規定による申請書の提出に当たって、当該申請書に係る特定土採取場の土地の所有者及び当該特定土採取場に隣接する土地の所有者(以下「隣接者」という。)の当該特定土採取事業に対する同意を得たことを証明する書面を添付しなければならない。ただし、相当の努力をしたにもかかわらず、当該隣接者から同意が得られず、かつ、その理由が明らかに合理性を欠いていると市長が認めるときは、理由書をもって代えることができる。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、第2項の申請書には、特定土採取事業の内容を把握するための書類であつて規則で定めるものを添付しなければならない。</p>	<p>(土採取計画の設計基準)</p> <p>第7条 条例第7条第3項の規則で定める設計基準は、別表第1に定めるものとする。</p> <p>(許可申請書の添付書類)</p> <p>第8条 条例第7条第4項の同意を得たことを証明する書面は、土地の所有者に係るものにあっては特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書(様式第3号)とし、隣接者に係るものにあっては特定土採取事業に伴う隣接者の同意書(様式第4号)とする。</p> <p>2 条例第7条第5項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定土採取場の位置を示した縮尺5,000分の1以上の地図 (2) 特定土採取場及びその周辺の状況を示した見取図 (3) 特定土採取場から国道又は県道までの経路の平面図 (4) 特定土採取場の土地の縮尺1,000分の1以上の実測平面図 (5) 特定土採取場の土地の採取前の実測平面図及び実測縦断面図に当該土地の採取後の計画地盤面を記載したもの (6) 特定土採取場及びこれに隣接する土地の公図の写し (7) 隣接者の位置を表示した図面 (8) 条例の規定及び当該申請に係る土採取計画に従い特定土採取事業を行う旨の誓約書(以下「誓約書」という。) (9) 資金調達に関する計画書 (10) 特定土採取業者が特定土採取事業の施行に係る工事請負等の契約をした場合は、当該契約書の写し
--	--

	<p>(11) 特定土採取場の土地の面積及び採取する土の量の計算書</p> <p>(12) 道路使用届出書の写し</p> <p>(13) 特定土採取場の土地の登記事項証明書</p> <p>(14) 特定土採取事業の許可申請をした者の住民票の写し及び身分証明書（法人にあっては、登記事項証明書）</p> <p>(15) 土地の使用権原を証する書類（特定土採取場の土地が自己の所有でない場合に限る。）</p> <p>(16) 関係許認可等の申請書等の写し（農地法（昭和27年法律第229号）、森林法、都市計画法、土壤汚染対策法、鹿沼市法定外公共物管理条例（平成14年鹿沼市条例第41号）等の規定に基づく許認可等（許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。）の申請書及び届出書の写しをいう。）</p> <p>(17) 2以上の方向から撮影した特定土採取場の現場写真</p>
<p>（申請の制限等）</p> <p>第8条 前条第1項の許可を受けようとする者は、当該特定土採取事業の期間について1年を超えて申請することができない。</p> <p>2 前条第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、前項の期間を延長しようとするときは、あらかじめ第11条第1項の許可を受けなければならない。この場合において、当該延長をする期間は、それぞれ1年を超えない範囲内で2回に限り、かつ、当初の期間とあわせて3年を超えない範囲内の期間とする。</p>	
<p>（許可の基準）</p> <p>第9条 市長は、第7条第2項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る特定土採取事業が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 土採取計画の内容が、当該特定土採取事業に伴う災害若しくは事故の発生又は生活環境の著しい悪化を防止するために十分なものでないとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定土採取事業が他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす等公共の福祉に反すると認められるとき。</p> <p>2 市長は、第7条第2項の規定による申請があった場合において、当該特定土採取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条第1項の許可をしてはならない。</p>	

<p>(1) この条例、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年鹿沼市条例第24号）又は鹿沼市きれいなまちづくり推進条例（平成15年鹿沼市条例第30号）の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>(2) 第17条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者 (当該許可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る鹿沼市行政手続条例（平成9年鹿沼市条例第16号）第15条第1項の規定による通知があった日から60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であった者を含む。)</p> <p>(3) 第19条の規定による命令を受け、これを履行しない者</p> <p>(4) 特定土採取事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められる者</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからヘまでに掲げる者のうち規則で定めるもの</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第10条 市長は、市民の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第7条第1項の許可に条件を付することができます。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第11条 許可業者は、当該許可に係る特定土</p>	<p>(条例第9条第2項第5号の規則で定めるもの)</p> <p>第9条 条例第9条第2項第5号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 (3) 暴力団員等 (4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前3号のいずれかに該当するもの (5) 法人でその役員又は使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるもの (6) 個人で使用人のうちに第1号から第3号までのいずれかに該当する者のあるもの (7) 暴力団員等がその事業活動を支配する者 <p>(特定土採取事業の変更の許可等に係る手</p>
---	--

<p>採取事業を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする許可業者は、当該変更に係る特定土採取事業に着手する日の前14日までに、当該特定土採取事業について、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 許可の年月日及び許可番号 (2) 変更の内容 (3) 変更の理由 (4) 変更の年月日 <p>3 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 許可業者は、第7条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(遵守義務等)</p> <p>第12条 許可業者及び当該許可業者から特定土採取事業の委託を受けた者（以下「許可業者等」という。）は、当該許可に係る土採取計画（前条第1項の許可があったときは、その変更後のもの。以下「許可土採取計画」という。）に従って特定土採取事業を行わなければならない。</p> <p>2 許可業者等は、当該特定土採取事業に伴い災害又は事故が発生するおそれがあり、その防止に緊急を要すると認めるとときは、前項の規定にかかわらず、必要な応急の措置をとができる。この場合において、許可業者等は、速やかに、市長に対してその旨を届け出なければならない。</p> <p>(着手の届出)</p> <p>第13条 許可業者は、当該許可に係る特定土採取事業に着手するときは、当該着手の当日までに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(許可申請手数料)</p> <p>第14条 第7条第1項又は第11条第1項若しくは第23条第1項の許可の申請をする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第7条第1項の許可の申請 1件につき 31,000円 (2) 第11条第1項の変更許可の申請 1件につき 13,000円 (3) 第23条第1項の譲受け許可の申請 1件につき 13,000円 <p>(許可土採取計画の変更命令)</p> <p>第15条 市長は、特定土採取事業が第9条第1項各号のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認めるときは、許可業者に対し、当該許可土採取計画を変更すべきことを命ずること</p>	<p>続)</p> <p>第10条 条例第11条第2項の申請書は、特定土採取事業変更許可申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）によるものとする。</p> <p>2 市長は、変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第6号）により当該変更申請書を提出した者に通知するものとする。</p> <p>3 条例第11条第4項の規定による届出は、氏名等変更届出書（様式第7号）によるものとする。</p> <p>(災害等の発生の防止に係る措置の届出)</p> <p>第11条 条例第12条第2項後段の規定による届出は、災害等の発生を防止するための措置の届出書（様式第8号）によるものとする。</p> <p>(着手届)</p> <p>第12条 条例第13条の規定による届出は、特定土採取事業着手届出書（様式第9号）によるものとする。</p> <p>(許可土採取計画の変更命令)</p> <p>第13条 条例第15条の規定による変更命令は、許可土採取計画変更命令書（様式第10号）によるものとする。</p>
---	---

<p>とができる。</p> <p>(停止命令等)</p> <p>第16条 市長は、特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等により、災害又は事故が発生するおそれがあると認めるときは、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は災害若しくは事故の発生を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、特定土採取業者が第7条第1項の許可を受けず、又は許可業者が第11条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているときは、当該特定土採取業者又は許可業者に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定は、許可業者が偽りその他不正の手段により第7条第1項、第11条第1項又は第23条第1項の許可を受けて特定土採取事業を行っている場合について準用する。</p> <p>4 市長は、許可業者等が第10条（第11条第3項において準用する場合を含む。）の許可の条件に違反して特定土採取事業を行っているときは、当該許可業者等に対し、当該特定土採取事業の停止を命じ、又は必要な是正措置を命ずることができる。</p> <p>5 市長は、許可業者等が許可土採取計画に適合しない特定土採取事業を行っていると認めるとときは、当該許可業者等に対し、必要な是正措置を命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第17条 市長は、許可業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第15条の規定による命令に違反したとき。 (2) 前条各項の規定による命令に違反したとき。 (3) 第26条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し回答をせず、若しくは虚偽的回答をしたとき。 <p>(完了等の届出)</p> <p>第18条 許可業者は、当該許可を受けた特定土採取事業を完了し、廃止し、又は停止した（第16条第1項、第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による場合を除く。）ときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、特定土採取場の跡地の緑化及び生活環境の保全が許可土採取計画に適合しているかどうかについて、速やかに調査し、確認するものとする。</p>	<p>(停止命令)</p> <p>第14条 条例第16条第1項、第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による停止命令は、停止命令書（様式第11号）によるものとする。</p> <p>(措置命令等)</p> <p>第15条 条例第16条第1項若しくは第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令又は同条第4項若しくは第5項の規定による是正措置命令は、措置命令書（様式第12号）によるものとする。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第16条 条例第17条の規定による許可の取消しは、特定土採取事業許可取消し通知書（様式第13号）によるものとする。</p> <p>(完了等の届出)</p> <p>第17条 条例第18条第1項の規定による届出は、特定土採取事業完了（廃止・停止）届出書（様式第14号）によるものとする。</p>
--	---

<p>(土採取後の措置命令)</p> <p>第19条 市長は、前条第2項の規定による確認に係る特定土採取事業が許可土採取計画に適合しないと認めるときは、当該許可業者に対し、必要な是正措置を命ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定による確認を受けた特定土採取事業に係る特定土採取場の跡地について、当該特定土採取事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止するため必要があると認めるとときは、許可業者に対し、必要な措置をとるよう命ずることができる。</p>	<p>(土採取後の措置命令)</p> <p>第18条 条例第19条の規定による措置命令は、土採取後の措置命令書（様式第15号）によるものとする。</p>
<p>(標識の設置)</p> <p>第20条 許可業者は、当該特定土採取場の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>	<p>(標識の記載事項等)</p> <p>第19条 条例第20条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定土採取業者の氏名及び住所並びに連絡先（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 条例第7条第1項、第11条第1項又は第23条第1項の規定による許可の年月日及び許可番号 (3) 採取する土の量及び土を採取する期間 (4) 土を採取する土地の面積 (5) 現場責任者の氏名及び連絡先 <p>2 条例第20条の標識は、特定土採取事業標識（様式第16号）によるものとする。</p>
<p>(帳簿への記載)</p> <p>第21条 許可業者は、採取した土の量その他規則で定める事項を記載した帳簿を作成しなければならない。</p>	<p>(帳簿への記載)</p> <p>第20条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定土採取事業の許可を受けた者の氏名又は名称 (2) 特定土採取場の所在地及び面積 (3) 許可の年月日及び許可番号 (4) 記載者の氏名 (5) 採取した土を搬出する車両のナンバー (6) 採取した土を搬出する業者の名称 (7) 採取した土を搬出する車両の運転者の氏名 (8) 採取した土の搬出量 (9) 採取した土の搬出先 (10) 作業の内容 <p>2 条例第21条の帳簿は、特定土採取事業管理台帳（様式第17号）によるものとする。</p>
<p>(書類の備付け及び閲覧)</p> <p>第22条 許可業者は、当該許可に係る第7条第2項の申請書の写し、前条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る特定土採取場内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該特定土採取事業に関し災害発生の防止等に係る利害関係者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p>	<p>(書類の備付け及び閲覧)</p> <p>第21条 条例第22条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第6条第2項の特定土採取事業許可（不許可）決定通知書 (2) 変更申請書及び第10条第3項の氏名等変更届出書の写し (3) 第10条第2項の特定土採取事業変更許可（不許可）決定通知書

	<p>(4) 第11条の災害等の発生を防止するための措置の届出書の写し</p> <p>(5) 第12条の特定土採取事業着手届出書の写し</p> <p>(6) 第17条の特定土採取事業完了(廃止・停止)届出書の写し</p> <p>(7) 第22条第1項の特定土採取事業譲受け許可申請書の写し</p> <p>(8) 第22条第3項の特定土採取事業譲受け許可(不許可)決定通知書</p> <p>(9) 第23条の特定土採取事業地位継承届出書の写し</p> <p>(10) 条例第26条第1項の規定により提出した報告書及び資料の写し</p> <p>2 条例第22条の規定による書類の備付け及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から条例第17条の規定による取消しをされた日又は条例第18条第1項の届出をした日以後5年を経過する日までの期間行うものとする。</p> <p>(譲受けの許可の手続)</p> <p>第22条 条例第23条第2項の申請書は、特定土採取事業譲受け許可申請書(様式第18号)によるものとする。</p> <p>2 条例第23条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者の住民票の写し及び身分証明書(法人にあっては、登記事項証明書) (2) 第8条第1項の特定土採取事業に伴う土地所有者の同意書及び特定土採取事業の許可に伴う隣接者の同意書 (3) 条例の規定及び当該譲受けに係る許可土採取計画に従い特定土採取事業を行う旨の誓約書(以下「譲受け誓約書」という。) (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 <p>3 市長は、第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、許可又は不許可について、特定土採取事業譲受け許可(不許可)決定通知書(様式第19号)により当該申請書を提出した者に通知するものとする。</p> <p>(相続又は合併の届出)</p> <p>第23条 条例第24条第2項の規定による届出は、特定土採取事業地位承継届出書(様式第20号)によるものとする。</p>
<p>(譲受け)</p> <p>第23条 許可業者から当該許可に係る特定土採取事業を譲り受けようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) (3) 譲り受けようとする特定土採取事業の許可の年月日及び許可番号 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 <p>3 第9条の規定は、第1項の許可について準用する。</p> <p>4 第1項の許可を受けて特定土採取事業を譲り受けた者は、当該特定土採取事業に係る許可業者の地位を承継する。</p> <p>(相続又は合併)</p> <p>第24条 許可業者に相続又は合併があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可業者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により許可業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(特定土採取事業に係る土地の所有者の義務)</p>	

<p>第25条 第7条第4項の同意をした土地の所有者は、当該特定土採取事業が行われている間、定期的に当該特定土採取事業の状況を把握し、当該特定土採取事業に伴う災害発生の防止等に努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による特定土採取事業の状況の把握は、当該特定土採取事業に係る特定土採取場において、毎月1回以上、災害及び事故の発生並びに生活環境の悪化又はこれらのおそれの有無を自ら確認することにより行わなければならぬ。ただし、当該特定土採取場において、自ら確認することが困難なときは、他の者に確認させることにより行うことができるものとする。</p> <p>3 第7条第4項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定土採取事業により災害若しくは事故が発生し、若しくは生活環境が悪化し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、許可業者等に対し、当該特定土採取事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は当該事業者から土採取事業の委託を受けた者（以下この項において「事業者等」という。）に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業者等の事務所、事業所、土採取場その他土採取事業に係る場所に立ち入り、土採取事業の状況を調査し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に対し、質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第27条 市長は、特定土採取業者又は当該特定土採取業者から特定土採取事業の委託を受けた者（以下「特定土採取業者等」という。）が次の各号のいずれかに該当し、かつ、市民の安全及び良好な生活環境を確保するために必要があると認めるときは、その事実を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該特定土採取業者等に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 第7条第1項、第11条第1項又は第23条第1項の許可を受けずに特定土採取事業を行っているとき。</p> <p>(2) 第17条の規定による許可の取消しを</p>	
--	--

<p>受けたとき。</p> <p>(3) 第19条の規定による命令を受け、これを履行しないとき。</p> <p>(委任)</p> <p>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(罰則)</p> <p>第29条 第16条第2項の規定による停止の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際、現に着手している土採取事業及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から平成25年12月31日までに着手する土採取事業については、この条例の規定（次項から附則第5項までの規定を除く。）は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に特定土採取事業に着手している特定土採取業者は、施行日から起算して30日以内に、当該特定土採取事業に係る特定土採取場ごとに、当該特定土採取業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに第7条第3項各号に掲げる事項を市長に書面により届け出なければならない。届出に係る事項に変更があったときも、同様とする。</p> <p>4 前項の規定による届出をするときは、第7条第5項の規則で定める書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、施行日の翌日から平成25年12月31日までに特定土採取事業に着手する特定土採取業者について準用する。この場合において、附則第3項中「施行日」とあるのは、「特定土採取事業に着手した日」と読み替えるものとする。</p> <p>(鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)</p> <p>6 鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>　第2条第3号及び第4号を削る。</p> <p>　第4条第5項中「暴力団員等」の次に「(鹿</p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成25年7月1日から施行する。</p>
---	--

沼市暴力団排除条例（平成24年鹿沼市条例第3号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。」を加え、「栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条」を「暴力団排除条例第6条」に改める。	<p>別表第1（第7条関係）</p> <p>特定土採取事業に係る設計基準</p> <p>1 掘削工法</p> <p>(1) 工法は、平地を掘削する場合にあっては別図第1、斜面を掘削する場合にあっては別図第2に示すところによるものとする。この場合において、掘削又は切土における標準勾（こう）配は、次に掲げる土地の地目に応じ、それぞれ次に定める角度（以下「保安角度」という。）以内に保つこと。</p> <p>ア 山林及び原野 75度 イ 山林及び原野以外のもの 45度</p> <p>(2) 災害の発生による危険を防止するため隣接地との境界から掘削をする場所までに必要な距離（以下「保安距離」という。）として、1メートル以上の距離を確保すること。ただし、当該掘削をする場所が道路等の公共物件、家屋等に隣接する場合は、保安距離として、2メートル以上の距離を確保することとし、かつ、当該家屋等の基礎部分から5メートル以上の距離を確保すること。</p> <p>(3) 掘削の深さは、平地を掘削する場合は、掘削する前の地表面から5メートルを限度とし、斜面を掘削する場合は、掘削する場所の周辺の土地の最も低い部分よりも低くしないこと。ただし、平地を掘削する場合において、5メートルを超えても採取する土が確認されるときは、10メートルを掘削の深さの限度とする。</p> <p>(4) 前号の規定にかかわらず、地下水が湧（ゆう）出し、付近の地下水脈に悪影響を及ぼすおそれがあるときは、それ以上掘削しないこと。</p> <p>2 災害防止対策</p> <p>(1) 崩壊防止対策</p> <p>ア 現場責任者は、常時、地山の亀裂、陥没等の異常の有無並びに含水及び湧水の状態を監視するとともに、計画的な土の採取に努めること。</p> <p>イ 作業終了時に、落石又は倒木のおそれのある浮石、立木等がある場合には、直ちにこれらを除去すること。</p> <p>ウ 気象状況等には常に留意し、危険箇所に対し適切な安全対策をとることができる体制を整備すること。</p> <p>(2) 土砂流出対策</p> <p>ア 土の採取中に土砂が流出するおそれがある場合には、集中豪雨その他の原因で土砂</p>
---	--

が付近に流出しないよう土のう積み、土盛堤、柵等の仮設工を行うこと。

イ 特定土採取事業の完了後においても土砂が流出するおそれがある場合には、擁壁、えん堤その他これらに代わり得る施設を築造し、土砂の流出を防止するための対策を行うこと。

(3) 排水対策

ア 土の採取中に表面水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、法肩に接する地山に、法肩に沿って素掘溝、コンクリートトラフ等による排水溝を設置し、地山からの流水が法面に流入しないように処置すること。

イ 次号ア(ア)ただし書の規定による埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をする場合は、法肩線又は水平面に集排水施設を、法面に縦水溝又は斜水溝を、法面と水平面との接合点に集水枠等を設置することその他円滑な排水をするために必要な処置をとること。

ウ 溢水によって法面が洗掘し、又は崩壊するおそれがある場合には、水抜きのための水平孔、地下排水溝等の施設を設置し、溢水を排除する措置をとること。

エ 溢水及びウの規定により設置した施設が、周辺の土地に害を及ぼさないよう必要な処置をとること。

オ 平地掘削の跡地に雨水、溢水等によって水が貯留し、当該跡地への転落による事故が発生するおそれがある場合には、速やかに排水ポンプを設置し、貯留した水を除去する処置をとること。ただし、付近に放流先がないこと等により貯留した水のくみ上げが困難な場合は、看板の設置その他事故の発生を防止するための措置をもって排水ポンプの設置に代えることができる。

(4) 特定土採取事業の完了又は廃止後の対策

ア 平地の場合

(ア) 特定土採取場の跡地の処理は、埋戻しによるものとし、埋戻しに際しては、鹿沼市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成11年鹿沼市条例第24号）第3条の2に規定する安全基準を遵守すること。ただし、埋戻しによらなくとも、災害発生の防止等を図ることができる場合は、埋戻し以外の方法により当該跡地の処理をすることができる。

(イ) 埋戻しは、掘削を完了した区域ごとに速やかに行うこと。

(ウ) 埋戻しを行わない特定土採取場の跡地については、有刺鉄線、危険防止柵等の設置その他の危険を防止するために必要な措置

を講ずること。この場合において、当該跡地の法面は、高さ 5 メートルごとに、地目が山林又は原野にあっては幅 2 メートル以上、地目がそれ以外のものにあっては幅 1 メートル以上の水平面を、それぞれ設けるとともに、保安角度を保つこと。

イ 斜面の場合

特定土採取事業を完了し、又は廃止したときは、土砂の崩壊、流出等を防止し、及び生活環境の保全を図るため、法面に保護工を施工しなければならない。この場合において、粉じんの発生を防止するために必要な措置をとること。

(5) その他

特定土採取場の跡地の利用に当たっては、周辺の環境との調和に配慮し、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項に規定する廃棄物及びこれに類するものの搬入又は投棄をしないこと。

3 公害防止及び保安対策

(1) 特定土採取場の標識及び危険防止等の看板は、周辺の住民等が見やすい箇所に設置し、危険の防止について十分な効果を有するものとすること。

(2) 特定土採取場は、関係者以外の者の立入りを禁じ、その周囲をネット柵、とたん塀、板塀等により囲い、かつ、出入口には扉を設け、及び看板を掲げること。

(3) 特定土採取事業の始業時間は午前 7 時、終業時間は午後 6 時とする。この場合において、作業中の騒音について隣接者、住民等から苦情があったときは、騒音を防止するために必要な措置をとること。

(4) 特定土採取場からの粉じん、運搬路から生ずるほこり等が周辺の生活環境を害することができないように散水、防じん材の散布、運搬車両の洗車場の設置等の適切な措置をとること。

4 交通対策

(1) 運搬車両の公道への出入口等において、交通に支障があるときは、交通整理員の配置、安全施設の設置その他の交通安全に必要な措置をとること。この場合において、通学路等については、特に児童の安全を確保するために必要な措置をとること。

(2) 土を運搬車両に積み込む際には、最大積載量を超えないように留意するとともに、必要に応じて、運搬する土をシートで覆うこと等の粉じんの飛散を防止するための措置をとること。

(3) 路面を汚損した場合には速やかに清掃し、路面を破損した場合には直ちに復旧すること。

5 緑化計画等

(1) 景観その他の見地から保存が必要な樹

林については、できる限りその全部又は一部の保存を図るものとする。

(2) 特定土採取場の跡地の法面については、原則として、緑化を図ることとし、周辺の状況及び特定土採取事業の着手前の状態を考慮し、次号から第5号までに定める植草又は植樹を行うものとする。

(3) 土の採取に当たり、山林の一部を伐採し、付近の景観を悪化させた場合は、植草及び植樹を行うことにより、緑地の復元を図るものとする。

(4) 前号の場合以外の場合には、植草又は種子吹付けを行うものとする。

(5) 特定土採取場の跡地の法面は、原則として、植草及び植樹により保護すること。